

### 要領等により掲出できない例

NO.	例	理由
1	葬儀社、墓地、霊園の広告	使用できない用途・所属が生じる可能性があるため。
2	県の指導指針等に抵触していることが確認された者、またはその広告内容	県で不適合としている者や広告内容を、県の封筒に掲載することにより、何も問題が無い等消費者に誤認される恐れがあるため。
3	季節または時期が限定されているもの	実際に配布(使用)される時期が決まっていないため